

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780024

研究課題名(和文) 公教育上における生徒の宗教的自由への配慮に関する比較憲法的考察

研究課題名(英文) Study on the consideration of Religious Freedom in Public Education: A Comparative Constitutional Perspective

研究代表者

西山 千絵 (NISHIYAMA, CHIE)

琉球大学・法務研究科・准教授

研究者番号：20633506

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、公教育上における生徒の宗教的自由への配慮に関する比較憲法的考察として、とりわけアメリカにおける生徒の宗教的自由への対応とその特徴を、政教分離原則を採用するわが国の剣道実技拒否事件を契機としたわが国との議論との対比において明らかにすることであった。研究を進めた結果、とりわけ、宗教的教育にかかる自由の一の選択肢としてホームスタディへの権利を認めておくことの意義が明確になった。宗教的自由にかかる合理的な配慮をめぐって、公立学校における宗教的中立性の基軸と対応の限界とを補う議論とともに、子どもの教育を受ける権利の確保のあり方について知見が得られた。

研究成果の概要(英文)：The aims of this study was to clarify the meaning of consideration of religious freedom in public education, in comparison with research on this constitutional matter and its historical and legal background in the US. I began to consider the topic of religious neutrality of Japanese public sectors including public schools. "Separation of Religion and State" has been an important theme, but it is used in negative sense in some cases lacking accommodations to religious practices. Then, I found that the right to homeschool is a key term to interpret "Freedom of Religion" Clause, and compensate for the limitations of methods, because it represent the ideals of religious freedom of education within the standard scheme of religiously neutral public education. Reconsideration of the importance of reasonable accommodations, in particular, the guarantee of the right to receive education for children must be strongly inquired. About this point, my research will soon develop into a paper.

研究分野：憲法学

キーワード：政教分離原則 信教の自由 公教育の宗教的中立性

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、個人の宗教的自由への配慮の必要性と重要性とにかんがみ、公教育と宗教との関わりについて考察するべく、公立学校における生徒の宗教的表現の法的取扱いを対象とした。わが国では先行事例に乏しく、最高裁判例としては、エホバの証人への信仰に基づく剣道実技受講拒否事件(最二小判平成8年3月8日民集50巻3号469頁)を挙げうる程度である。そこで、政教関係において国教樹立禁止条項をもつ米国などにおいて、比較憲法的観点からとりうる対応の示唆を得ることを目的とし、各国の地域性・制度の比較参照を通じて、公教育と信教の自由の保障とのバランスを問うとともに、学校空間における学生・生徒の宗教実践の自由とその制約根拠をめぐる理論的分析を目指すものであった。

(2) 宗教色そのものの排除へ向かったフランスとはまた別に、米国においては、国教樹立禁止条項(Establishment Clause)を踏まえた、公的機関による宗教色を帯びた行事の開催をめぐる訴訟、また、宗教の自由な実践条項(Free Exercise Clause)に基づく不就学の自由をめぐる訴訟など先例が比較的豊富であった。基本的には公教育の宗教的中立性という関心からのアプローチにつとめた。

### 2. 研究の目的

本研究は、個人の宗教実践の自由に対する一定程度の制約はやむをえないとする憲法学の従来の通説的立場と見解を共有するものであり、その線にそって、学生・生徒の宗教的自由をいかにして保護し、かつその宗教的自己決定への尊重をどう確保すればよいのかについて考察を行った。

研究目的は、下記の3点である。

(1) 生徒の信仰実践という切り口を通じて、多様な信教の自由を有する生徒に対する公教育それ自体の配慮の基本的ありようを、とりわけ米国の議論において明らかにする

(2) 生徒の内面的な精神的自由の保護について、成年に達していない子ども特有の考慮すべき課題を明らかにする。

(3) 政教分離原則を採用し、特段の宗教色をもたない公立学校を有するわが国と比較しつつ、米国の公立学校における宗教の自由実践をめぐる議論の背景を明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究は、下記の通り行った。

(1) 米国の議論動向の追跡をし、学校空間における宗教的中立性と生徒の宗教的自由、宗教的公平との兼ね合いに関する示唆をまとめた。

(2) 前記(1)における米 独の各検討をもとに、公立学校での学生・生徒の宗教的表現に対する制約の意義と問題点への示唆を抽出した。

(3) 上記の目的を達成するため、2014年9月に渡米し、スタンフォード大学ロースクール図書館、フーバー研究所において公教育における宗教の取扱いに関して資料収集を実施した。

(4) わが国における宗教的行為とそれに負担・制約をもたらす公的規制との関係をめぐる議論を再構成した。

### 4. 研究成果

(1) 米・いずれにおいても、宗派宗教へ著しく傾斜するわけではないとはいえ、宗教色それ自体を否定していないことは共通しており、公的儀礼における神の存在を是認しているという点で、その判例法理は慎重に参照されなければならなかった。

また、米国の宗教的伝統と親和性のある(と考えられている)宗派についての態度を多宗派主義と呼びうるとして、信教の自由の保護に関する裁判所の立ち位置は、異なる宗教が併存することを了とした「復」宗教主義とまではいえないと考えられた。政府が「世俗的」であることは、市民的・政治的なものが宗教的でもあるという意味において、宗教との結びつきを完全に排除するものではない。「アメリカ的価値観」への言及も、普遍的な世俗的価値観であるとされながらも、キリスト教的ないし神学的基礎を見いだすことが十分にでき、わが国との対比において注意を要した。

(2) 公立学校という公的機関の特殊性に鑑みて、「…正当な自由とは、市民的自由、もしくは、すべての人々に等しく保障される自由であるということが忘れられてはならない。私たちはいずれも、すべての人々のための平等な自由のシステムを維持することを目指した自由の制約を受け入れる必要がある」(Stephen Macedo, *Liberal Civic Education and Religious Fundamentalism: The Case of God v. John Rawls?*, *Ethics* Vol.105, No.3.(1995), p. 468.)と解する立場をおよそ選択し、学校内における生徒の「世俗的」でない宗教活動の規制可能性によって、すべての生徒の宗教的自由が等しく両立することに協力してもらおうという意味における市民的寛容を求める議論も、米国では有力である。政府は個人の内面の問題に立ち

入るべきではないとはいっても、個々の生徒の学校内の集団的生活を通じてかかわり合いをもたざるを得ない。集団的教育の基本前提としては、宗教的な多様性を尊重するためには、宗教的自由の表出の抑制を志向しなければならない場面はあり、参考となった。たとえば、Walz ex rel. Walz v. Egg Harbor Township Bd. of Educ., 342 F.3d 271 (3d Cir. 2003)は、ニュージャージー州の母子が、教室や学校主催行事において宗教的なプレゼントの配布を禁じた教育委員会規則に基づいて、幼稚園の入園パーティーにおける創造主イエスのメッセージ入り鉛筆を配れなかった、宗教的なストーリーが描かれた棒状キャンディーの配布が教室外で、放課後にしか配ることができなかったことについて、同規則が違憲ではないとされた事例である。

さらに、性教育といった世俗的な目的に基づく教育活動について争われた場合に、宗教活動の自由条項の下の権利・自由は、国教樹立禁止条項に違反しないとしても公教育における教育活動と対立する。その場合に、この信教の自由に対してどこまでの制約が許されるのか、である。わが国でかつて裁判上問題となったのは、日曜参観授業、体育のうちの剣道実技という、両者の質的な差はあるものの、公教育の目的上からいっても必須とされるほどの重大性をもつ科目ではない。まして、信教の自由の保護領域いかにについて踏み込んだ判断がなされたわけでもない。ところが、米国では体育全般であるとか、性教育、あるいは同性愛に関する寛容の教科書といった、一見すると公教育の目的上からいっても重要な内容に対して、信教の自由を盾として争いがある。そこで従来の合衆国の判例法理で比較的用いられてきたのが、Shebart判決において言及されてきたような「やむにやまれぬ州の利益」、あるいは「最優先されるべき州の利益」との衡量アプローチである。そこでは、宗教活動の自由に対する制約が性質上当然に優先されるが、例外的に州の利益がこれを上まっただ場合に、宗教活動の自由に限界が画されることとなる。判例法理をみると、合衆国においては信教の自由はどこまで可能か、最低限の権利としてどこまでは憲法上確実に保護されるかという問いではなく、どのような場合に州の利益のために保障の範囲に線が引かれるかが問われている。他方、公立学校の教育活動においては、生徒の権利侵害をしないために配慮すべきことといえ、明確にされている限界は Elk Grove Unified School District v. Newdow, 542 U.S. 1 (2004)において、Rehnquist 裁判官が指摘したように、「強制はしてはならない」というあたりに漂っているにすぎない。そうすると、信教の自由それ自体が伴う内在的な限界は、事案に応じて明らかになるのを待つという、現時点ではごく一般的な結論に落ち着くことになる。

(3) 親の子どもの教育を導く権利は、判例において、非常に高い位置づけを伝統的に与えられてきた。ただ、宗教的共同体との統合のために学校にいかない権利があったとした Yoder 事件であるとか、未成年の子どもの人生の確立にとって、権利が与えられているといえるのか、子どもがのぞむ宗教的自由というのは、真に保障された上での自己決定なのであるかという問いは、当然、米国においても提起される。また、親の教育方針に対抗してでも、公教育を通じて子どもが市民的基礎を涵養することへの公的な利益(宗教的共同体との統合を妨げるがゆえに第9学年以降の義務教育継続に第1修正違反の余地を認めた前述の Yoder 事件は、義務教育が残り1年~2年程度であった)については、子どもの宗教選択権もしくは、子どもの教育権が問われるべきところ、宗教活動の自由ばかりでなく、それと子の教育を導く親の権利という憲法上の保護対象にもかかわる問題と捉える向きと、宗教的義務についての親の見解を子ども達に押し付けるものではないかという懐疑的な向きとでは、前者が相対的にみて有力と思われた。重要となるのは、子どもが親と異なる見解を表明するのに十分に成熟している場合に、子どもの意見を調査せず、そのような親の見解の押し付けを許すことは、その子どもの権利の侵害となるという理解を敷衍することであろう。

(4) そして、公立学校からの離脱の許容として、私立学校のみならず、宗教教育のためのホームスクーリングの選択肢確保は非常に示唆的であった。一面的には、公教育の空間からの排除ともなりうるかもしれないが、それも多様な信仰の自由に配慮して、なおかつ、それぞれを平等に保護しなければならないという要請を実現していくためには、公教育によって与えることのできない、宗教的内容を含んだ教育をまさに親ないし親グループが提供するということが、子どもの意見の調査、学習内容の適切な把握によって、学習権の侵害がないといえる状況である限りにおいて、認めざるを得ないとする。しかも、信教の自由の名の下において、信教からの離脱の自由をも保障することを踏まえれば、それぞれの宗教的な背景に寄り添い、ホームスクーリングを通じて、自らの世界観を学校以外で形成し、親を含めた親密圏との紐帯を築かせることが信教の自由にかない、個々の国の介入によるのではない自由な幸福追求に資することではないかという見解に達した。

(5) なお、わが国の公立学校内における任意の集団的な宗教行為の取り扱いについて、今後、生徒・学生の宗教的实践は、校区によっては一定規模の集団行動となる可能性もありうるどころ、信教の自由のための特別扱いを求めて、給食提供や礼拝所設置の問

題などの特別の取扱いなどが正面から争われうる。政教分離原則は、信教の自由に配慮する側としての国などの公的機関のありようについての規律であるが、信教の自由に「平等に」配慮することについては、子どものおかれた立場の特殊性（未成熟の子はとりわけ養育される側として、精神的にも経済的にも従属的な存在とならざるを得ない）を十分に踏まえた、成人と異なる取扱いが求められる。

この点は、先例ないし類例は、換券の限りでは、まだ裁判例も議論も成熟しているとは言いがたい。その意味では、教育によって形成される共和国市民の多様性と共通性を探るといった点で、「あらゆる段階における無償でライクな公教育を整備することは、国の責務である」とするフランスの公教育上における宗教的自由への配慮と法的问题への考察から得られる示唆があり、子どもの福祉が害されていない限りで、親の教育権（基本法6条2項）があくまで優越するとする連邦憲法裁判所の判断はあるにせよ、学説において公立・私立学校において、社会生活に必要な知識・能力・考え方を次の世代に授けるといふ社会化を保障する権利と義務が論議されるドイツの事情も参考となった。この点については、問題追跡にとどまったため、ドイツおよび、イスラム教徒の親・生徒ともに活発な動きをみせるスイスにおける類例の検討と議論の分析による示唆の解明は、今後に持ち越すこととなった。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

西山千絵 判例研究[最高裁第一小法廷平成 25.9.26 判決] 沖縄法学第 43 号 127～144 頁(査読無) 2015 年。

西山千絵 『信教の自由』への配慮とその評価：砂川政教分離訴訟を受けて」九州法学会会報 2014 26～29 頁(査読無) 2014 年。

西山千絵 「信教の自由の保障と国の宗教的中立性との間：空知太神社事件を機縁として」沖縄法政研究第 15 号 43～97 頁(査読無) 2014 年。

〔学会発表〕(計 2 件)

西山千絵 「投票価値の較差をめぐる選挙無効訴訟：最高裁の対応と統治機構のあり方論 2015 年 5 月 16 日(市民会館崇城大学ホール)熊本

西山千絵 『信教の自由』への配慮とその

評価：砂川政教分離訴訟を受けて」九州法学会 2013 年 6 月 29 日(沖縄大学)沖縄

〔図書〕(計 2 件)

駒村圭吾編 『プレステップ憲法』(弘文堂、2014 年) 分担執筆：第 10 章(信教の自由と政教分離)

大沢秀介 = 大林啓吾編 『判例アシスト憲法』(成文堂、2016 年) 分担執筆：担当項目：52 自衛官合祀事件、53 内閣総理大臣靖国神社参拝事件

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

西山 千絵 (CHIE NISHIYAMA)

琉球大学大学院・法務研究科・准教授

研究者番号：20633506